

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月30日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	愛知県
3. 市区町村名	北名古屋市
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	67-2
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.kitanagoya.lg.jp/zyouhou/0800008.php

執行機関名 北名古屋市長

障害児の育成に係る手当等の支給に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	北名古屋市愛知県特別障害者手当等支給要綱(平成28年告示第118号)で定める事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項		
③番号法別表第2の項		
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		北名古屋市行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例別表第1 第1の項 北名古屋市愛知県特別障害者手当等支給要綱で定める事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年七月二日)第1条	特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年七月二日)第1条 北名古屋市愛知県特別障害者手当等支給要綱(平成28年告示第118号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、精神又は身体に障害を有する児童について特別児童扶養手当を支給し、精神又は身体に重度の障害を有する児童に障害児福祉手当を支給するとともに、精神又は身体に著しく重度の障害を有する者に特別障害者手当を支給することにより、これらの者の福祉の増進を図ることを目的とする。	特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年七月二日)第一条 この法律は、精神又は身体に障害を有する児童について特別児童扶養手当を支給し、精神又は身体に重度の障害を有する児童に障害児福祉手当を支給するとともに、精神又は身体に著しく重度の障害を有する者に特別障害者手当を支給することにより、これらの者の福祉の増進を図ることを目的とする。 北名古屋市愛知県特別障害者手当等支給要綱(平成28年告示第118号)第1条 この要綱は、愛知県特別障害者手当等支給費補助金交付要綱(昭和61年4月1日施行)に基づく特別障害者手当、障害児福祉手当及び福祉手当の愛知県上乗せ分(以下「愛知県特別障害者手当等」という。)の支給に関し必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		特別児童扶養手当等の支給に関する法律 障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令 北名古屋市愛知県特別障害者手当等支給要綱